

別記様式第 20 号（第11条関係）（平16公安規 1・追加）

（表）

第 号	官 職 氏 名	写 真
上記の者は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第11条第2項第5号の規定により検査を行う警察職員であることを証明する。		
年 月 日		
公安委員会 印		

54.0

85.6

（裏）

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（抜粋）

第11条

1 略

2 公安委員会は、検定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その検定を取り消すことができる。

一～四 略

五 公安委員会が、この章の規定の施行に必要な限度において、警察職員に検定を受けた者の事務所又は事業所において当該検定を受けた型式に属する遊技機その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

3・4 略

5 第2項第5号の規定により検査を行う警察職員は、別記様式第20号の証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。